

6. 手当や助成など

(1) 手当

名 称	内 容	問い合わせ先									
特別障害者手当 月額 28,840 円	身体又は精神(知的含む)の重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の重度障がい者に支給されます。 ただし、手当の申請には認定診断書が必要です。 障がい者本人、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は、支給が停止されます。施設に入所しているとき、病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているときは支給対象になりません。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001									
障害児福祉手当 月額 15,690円	身体又は精神(知的含む)の重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の重度障がい児に支給されます。 ただし、手当の申請には認定診断書が必要です。 障がい者本人、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超える場合は、支給が停止されます。施設に入所しているときは支給対象になりません。										
特別児童扶養手当	次の障がいのある 20 歳未満の児童を養育する人に支給されます。 1級障がい 身体障害者手帳1～2級又は療育手帳A程度 2級障がい 身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)及び療育手帳Bの一部(診断書による)程度 ただし、所得制限があります。手当を申請する場合は、診断書が必要です(省略できる場合あり)。児童が児童福祉施設等(一部を除く)に入所しているとき、児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるときは支給対象となりません。 手当月額 1級 児童1人につき 55,350 円 2級 児童 1 人につき 36,860 円	子育て支援課 TEL 955-9558 FAX 952-0001									
児童扶養手当	父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や、父(母)に重度の障がい(身体障害者手帳1～2級又は国民年金等の障がい等級1級程度)がある児童の母(父)又はその児童を養育している養育者に支給されます。 ただし、公的年金を受給できる方や、子が公的年金の加算の対象となっているときは手当の一部又は全部が支給停止となります。 ※所得制限や、その他の受給要件がありますので、詳しくはおたずねください。 手当月額 支給額は所得に応じて、次のいずれかの額になります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支給対象児童1人</th><th>支給対象児童2人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給の場合</td><td>45,500 円</td><td>56,250 円</td></tr> <tr> <td>一部支給の場合</td><td>10,740 円～ 45,490 円</td><td>16,120 円～ 56,230 円</td></tr> </tbody> </table> 児童が3人以上の時は、一人増えるごとに 3,230 円～6,450 円加算されます。		支給対象児童1人	支給対象児童2人	全部支給の場合	45,500 円	56,250 円	一部支給の場合	10,740 円～ 45,490 円	16,120 円～ 56,230 円	
	支給対象児童1人	支給対象児童2人									
全部支給の場合	45,500 円	56,250 円									
一部支給の場合	10,740 円～ 45,490 円	16,120 円～ 56,230 円									

(2)助成・扶養共済・資金貸付など

名 称	内 容	問い合わせ先
生活助成金 年額 12,744 円 (月額 1,062 円)	水道料、し尿処理手数料又は公共下水道使用料の一部を助成します。 対象 長岡京市に住所を有しており、当年度の市民税が世帯全員非課税で、 ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳Aの方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳Bの重複障がい者 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ⑤母子世帯・父子世帯 のいずれかにあてはまる方 ただし、①～⑤に該当しても施設入所者、入院中の方、生活保護世帯は対象となりません。世帯の中にし尿処理又は公共下水道の利用契約者が含まれていることが必要です。毎年7月から申請受付を開始します。7月未までに申請があったものは、上記要件に該当すれば4月分から支給。8月以降の申請は、月割で減額されます。 申請の際、上記要件を確認できる書類等を提出いただきます。	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
愛のタクシー事業	外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成します。タクシー運賃の割引との併用も可能です。タクシー利用券は、指定のガソリンスタンドでの給油にもお使いいただけます。 利用時には事前にタクシー乗務員、ガソリンスタンド従業員等に手帳及び利用券を提示して利用意向を示してください。 毎年4月から新規の方の申請受付を開始します。 更新の方で希望される方へは、郵送での交付を行っています。 年度の途中から支給対象になった方の場合、月割で減額されます。 (例)4月 年額 12,000 円全額支給 5月以降 1ヶ月あたり 1,000 円減額 対象:①身体障害者手帳1・2・3級の方 (下肢・体幹・平衡機能・運動機能・内部機能・視覚障がいに限る) ②療育手帳Aの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方 指定ガソリンスタンド ・春田石油 粟生川久保7-1 TEL 951-0647 ・ヤサカ石油 開田1丁目18-22 TEL 955-7087	
心身障害者扶養共済制度	心身障がい児・者の保護者を加入者とし、一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、心身障がい児・者に終身給付金を支給することによって、心身障がい児・者の将来の生活の安定と福祉の向上を図ろうとする制度です。2口まで加入できます。 加入できる方は次の障がい児・者の保護者で、65歳未満の方 ①加入対象となる障がい者の範囲 ア 1～3級の身体障がい児・者 イ 知的障がい児・者(療育手帳を持ってなくてもよい) ウ 精神又は身体に永続的な障がいのある方でア又はイと同程度の障がいと認められる方 ②掛金:月額 9,300 円～23,300 円(加入時の保護者の年齢により違います。) ③掛金の減免(府):対象となる加入者:市町村民税非課税又は所得割額非課税世帯 ④掛金の一部補助(市)=1口目掛金納付年額の3分の1相当額 ⑤給付金:1口月額 20,000 円、2口月額 40,000 円	障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001

名 称	内 容	問い合わせ先																																							
自動車運転免許取得教習費助成	身体障がい者が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費の3分の2を助成します。限度額 10 万円。所得制限があります。 <障がい程度> <table><tr><th colspan="2">障がいの区分</th><th>障がいの等級</th></tr><tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>2～4級</td></tr><tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3、5級</td></tr><tr><td colspan="2">音声、言語又はそしゃく機能の障害</td><td>3、4級</td></tr><tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td rowspan="2">1～6級</td></tr><tr><td colspan="2">下肢不自由</td></tr><tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1～3級、5級</td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1～6級</td></tr><tr><td>移動機能</td><td>1～6級</td></tr><tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td rowspan="4">1、3、4級</td></tr><tr><td colspan="2">腎臓機能障害</td></tr><tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td></tr><tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td></tr><tr><td colspan="2">小腸機能障害</td><td rowspan="2">1～4級</td></tr><tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td></tr></table> 備考 上肢不自由4級、5級及び6級の者並びに乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能に限る。)4級、5級及び6級の者にあつては、運転免許に当該障がいを事由に自動車の改造の条件が付されているものに限る。	障がいの区分		障がいの等級	聴覚障害		2～4級	平衡機能障害		3、5級	音声、言語又はそしゃく機能の障害		3、4級	上肢不自由		1～6級	下肢不自由		体幹不自由		1～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～6級	移動機能	1～6級	心臓機能障害		1、3、4級	腎臓機能障害		呼吸器機能障害		ぼうこう又は直腸の機能障害		小腸機能障害		1～4級	肝臓機能障害		障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001
障がいの区分		障がいの等級																																							
聴覚障害		2～4級																																							
平衡機能障害		3、5級																																							
音声、言語又はそしゃく機能の障害		3、4級																																							
上肢不自由		1～6級																																							
下肢不自由																																									
体幹不自由		1～3級、5級																																							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～6級																																							
	移動機能	1～6級																																							
心臓機能障害		1、3、4級																																							
腎臓機能障害																																									
呼吸器機能障害																																									
ぼうこう又は直腸の機能障害																																									
小腸機能障害		1～4級																																							
肝臓機能障害																																									
注 身体障がい者が運転免許を取得するには、まず、運転免許試験場で安全運転相談を行い、免許の条件(自動車の改造、補聴器の使用等)が必要か確認を受ける必要があります。政令で定められた病気(統合失調症、躁うつ病等の精神障がい、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、睡眠障害等)の方についても、運転免許試験場等で安全運転相談を受け付けています。問い合わせは運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター又は所轄警察署へ。 *安全運転相談窓口(自動車運転免許試験場・臨時適性検査係) 〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町 647 TEL #8080 又は 631-5181(代) 内線 412・413 (9:00～17:00、土、日、休日を除く) FAX 632-2694																																									
自動車改造費助成	重度肢体障がい者が、就労等のため自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な費用を助成します。所得制限があります。限度額 10 万円。ただし、両上肢機能全廃者の改造に要する費用の助成額については、その都度協議により決定します。 <障がいの程度> <table><tr><th colspan="2">障がいの区分</th><th>障がいの等級</th></tr><tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>1～3級</td></tr><tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>1～4級</td></tr><tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1～3級</td></tr><tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい</td><td>上肢機能</td><td>1～3級</td></tr><tr><td>下肢機能</td><td>1～4級</td></tr></table>	障がいの区分		障がいの等級	上肢不自由		1～3級	下肢不自由		1～4級	体幹不自由		1～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級	下肢機能	1～4級	障がい福祉課 TEL 955-9710 FAX 952-0001																						
障がいの区分		障がいの等級																																							
上肢不自由		1～3級																																							
下肢不自由		1～4級																																							
体幹不自由		1～3級																																							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級																																							
	下肢機能	1～4級																																							

名 称	内 容	問い合わせ先
在日外国人 重度障害者 特別給付金 【①京都府】 月額 20,000 円 【②長岡京市】 月額 36,000 円 (他の公的年金 受給者は一部停 止あり)	次のすべての事項に該当する方に支給されます。 ①長岡京市に住民登録をしている外国人又は外国人であった方及び、 長岡京市が障がい者援護施設に措置した方 ②重度障がい(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福 祉手帳1級)のある方 ③昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた方 ④昭和57年(1982年)1月1日(基準日)現在日本国内で居住地登録 を行っていた方 ⑤基準日前に重度障がいであったか、基準日以後重度障がいになった 方で、その障がいの発生原因となった傷病初診日が基準日前に属し ている方 ⑥障害基礎年金等障がいを支給事由とする公的年金を受給していな い方 ▼所得制限等があります ▼他の公的年金受給者は、支給の全部又は一部停止があります。 ※京都府の制度は、①の「長岡京市」を「京都府」に読替えて適用	乙訓保健所 福祉課 TEL 933-1154 FAX 932-6910 障がい福祉課 TEL 955-9549 FAX 952-0001
生活福祉資金の 貸付相談	低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委 員による必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲 の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活 を営むことを目的としています。 対象世帯や必要書類等は資金の種類によって異なりますので、詳細に ついてはご相談ください。	長岡京市社会福祉 協議会(バンビオ1 番館2階) TEL 958-6912 FAX 958-6909
特別障害給付金 障害基礎年金1 級相当 月額:55,350 円 障害基礎年金2 級相当 月額:44,280 円 (所得の状況によ り一部停止あり)	支給の対象となる方 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年の3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者 (厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者 であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(※)があ り、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただ し、65 歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方 に限られます。 なお、障害基礎年金等障がいを支給事由とする公的年金を受給する ことができる方は対象になりません。老齢年金、遺族年金、労災補償 等を受給されている方は、その受給相当額は支給されません。また、 経過的福祉手当を受けている方は当該手当の支給は停止されます。 (※)障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診 療を受けた日	京都西年金事務所 TEL 323-1170 FAX 314-8638 医療年金課 TEL 955-9512 FAX 951-5410

名 称	内 容	問い合わせ先
障害年金生活者 支援給付金	以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。 ① 障害基礎年金を受けている。 ② 前年の所得額が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円※」以下である。 ※同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者又は老人扶養親族の場合は 48 万円、特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の場合は 63 万円となります。 給付額(令和6年度) 障害基礎年金の等級により次のとおりです。 障害等級が 1 級の方:月額 6,638 円 障害等級が 2 級の方:月額 5,310 円	給付金専用ダイヤル TEL 0570-05-4092 京都西年金事務所 TEL 323-1170 FAX 314-8638